

# 伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業（コンソーシアム事業） 募集要項（3次募集）

## 1 趣旨

伝統的工芸品産業は、ライフスタイルの変化や人口減少等により市場が縮小傾向にあり、また、多くが零細企業で、受注生産、分業体制が主体であることから、消費者ニーズに対応した新商品の開発や、需要開拓に向けた営業活動や情報発信など販売力の強化を図る必要があります。

そのため、伝統的工芸品製造事業者等（以下、「製造事業者等」という。）が異業種の民間企業等多様な主体とのコンソーシアム（共同事業体）を形成し、異業種のノウハウを生かして新商品の開発から販路開拓まで取り組むプロジェクトを支援します。

## 2 補助対象となる事業

県内の製造事業者等とのコンソーシアムを形成して、以下に掲げる取組を一体的に行うプロジェクトの遂行に必要な経費が補助対象です。

### （1）新商品開発

- ・経済産業大臣又は鹿児島県知事が指定している県内の伝統的工芸品の素材や技術
- ・技法を生かした上質で、デザイン性、機能性に優れた新商品の開発

### （2）（1）の販路開拓等（情報発信を含む）

- ・コンソーシアムを構成する民間企業等の店舗や営業所での顧客等へのPRや販売をはじめ、国内外の展示会、物産展等への出展、クラウドファンディング、インターネット販売、専門雑誌や各種メディア等での情報発信など国内外への販路開拓につながる取組

## 3 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、製造事業者等及び製造事業者等と異なる業種の民間企業等2事業者以上で構成するコンソーシアム（共同事業体）とし、その代表事業者が申請することができます。

なお、コンソーシアムの形成に当たっては、補助対象事業の効果的な実施を促進するため、上記事業者に加えコンサルタント業者、広告代理店、研究機関、金融機関など多様な主体が加わることが可能です。

コンソーシアムの代表事業者は、原則として、鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有している必要があります。ただし、代表事業者が鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有していない場合であっても、補助対象事業を円滑かつ効果的に遂行できるものとして知事が認める場合もあります。

また、コンソーシアムの代表事業者は、県税を滞納していないことが必要です。

## 4 補助額及び補助率

- （1）補助額 150万円以内
- （2）補助率 補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨て）

## 5 採択予定件数

予算の範囲内とします。

## 6 事業の実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定日から最長で令和6年2月29日（木）までとします。その期間にプロジェクトを開始し、補助対象事業者が自ら支払いまで完了した分のみが対象です。

なお、交付決定日以前に発生した経費は、原則、補助対象にはなりません。

## 7 補助対象となる経費

以下に掲げる事業を実施するために直接必要となる経費が補助対象になります。

＜補助対象経費＞

区 分	補助対象経費	内 容
共通経費	会議費	コンソーシアムの企画運営会議に係る経費
新商品開発	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金
	旅費	新商品開発に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費、宿泊費
	通信運搬費	商品開発に必要な資材・試作品等輸送費等
	使用料・賃借料	商品開発に必要な機器、設備、備品等の使用料等
	原材料費	試作品の製作に必要な原材料費
	外注費	試作品製作、デザイン制作、パッケージ開発等商品開発に必要なコンソーシアム外部への委託費
	手数料	特許出願、商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
販路開拓等	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金
	旅費	販路開拓等に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費・宿泊費
	通信運搬費	販路開拓等に必要な新商品等輸送費
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場、資機材等の使用料
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費
	外注費	開発商品の映像製作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等コンソーシアム外部への委託費
	販売促進活動費	物産展・展示会等出展経費、クラウドファンディング出展経費、ECサイト掲載経費等
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費

〔注意〕

- (1) 本事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税は、関係法令に基づき、補助事業者へ還付されるため、当該税額は補助対象経費から除きます。補助対象事業費の算定において、当該税額を減額して申請してください。

- (2) 補助対象経費は、原則、交付決定日以降に着手されたものに限ります。ただし、補助事業者による所定の手続きを経た上で、知事が事前着手をやむを得ないと認める場合もあります。
- (3) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は、その補助対象となった経費を控除した額が本事業の対象経費となります。
- (4) 領収書、明細書等が明らかでないものは、対象経費として認められません。

#### <補助対象とならない経費>

- (1) コンソーシアム構成員同士による本事業で開発した商品の取引（購入費、設置費等）に要する経費
- (2) 不動産の購入又は賃借料に係る経費、事務機器や什器等の財産形成につながる経費
- (3) 人件費
- (4) 公租公課、光熱水費
- (5) 交際費、飲食に係る経費
- (6) 他の用途の経費と区分ができない経費
- (7) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費

## 8 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間  
令和5年7月3日（月）から 予算に到達次第受付終了
- (2) 応募方法  
申請書類を郵送（持参も可）又は電子メールで提出してください。
- (3) 応募書類
  - ① 承認申請書（第1号様式）
  - ② 事業計画書（第2号様式）
  - ③ 収支予算書（第3号様式）
  - ④ 添付書類
    - ア コンソーシアムの構成員（民間企業に限る。）の概要が分かる資料（パンフレット等）
    - イ コンソーシアムの代表事業者の直近2カ年の収支の状況が分かる資料（事業決算報告書等）
    - ウ コンソーシアムの代表事業者に県税の未納がないことを証明する書類

※下記のホームページから様式をダウンロードできます。

ホーム > 産業・労働 > 観光・特産品 > 特産品の開発・販売促進 >  
特産品販路拡大等 > 伝統的工芸品製造事業者や民間企業等が協働で新商品開発などに取り組む  
プロジェクト支援事業について

## 9 審査・選考方法

補助金の交付対象者は、下記10の審査基準に基づき、実施プロジェクトごとに商工労働水産部販路拡大・輸出促進課において審査し、予算の範囲内で選考します。

## 10 審査基準

- (1) コンソーシアムの実施体制
  - ・ コンソーシアムが多様な主体で構成され、実施計画に基づく事業に円滑かつ効果的に取り組める体制が整っているか。
- (2) プロジェクトの実現可能性
  - ・ コンソーシアムによるプロジェクトの実施計画が本事業の趣旨に合致し、妥当かつ実現可能なものであるか。また、プロジェクトを通じて、伝統的工芸品産業の持続的な発展が期待できるか。
- (3) 商品の優位性・実現性
  - ・ ライフスタイルの変化や消費者ニーズを的確に捉え、伝統的工芸品の素材や技術・技法を生かした商品開発であるか。
  - ・ 伝統的工芸品の高付加価値化、差別化による商品の優位性や、持続的な製造の実現性が期待できるか。
- (4) 販売戦略の妥当性
  - ・ 顧客ターゲットと商品開発後の販売戦略が明確かつ妥当であり、販路開拓・拡大が期待できるか。
- (5) 商流の継続性
  - ・ 開発商品の販売は一過性に終わらず、流通可能な販売予定価格と定量的（販売数量、販売額等）な販売目標が設定され、継続的な商業流通が期待できるか。
- (6) 伝統的工芸品産業への寄与
  - ・ プロジェクトの遂行により、伝統的工芸品産業の商品開発力や販売力の強化につながり、製造事業者等の収益性や生産意欲の向上に寄与するものか。
- (7) 事業費の妥当性
  - ・ プロジェクトの実現性を踏まえて、事業費の積算は妥当であるか。

※ 基本的には提出種類により審査しますが、必要に応じてヒアリングを実施したり、補足資料の提出を求める場合があります。

## 11 選考結果と補助金の交付

- (1) 選考結果は、すべての応募者に文書でお知らせいたします。
- (2) 補助金の交付申請

選考の結果、補助対象となった応募者は、別に定める「鹿児島県伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業（コンソーシアム事業）補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、「補助金交付申請書（第1号様式）」を提出していただきます。
- (3) 補助金の交付

原則として精算払（実績報告の内容により交付額を確定）としますが、事業に着手する上で必要な場合は、申請に基づき補助金の一部につき概算払を受けることができます。

なお、補助金の支払いは、コンソーシアムの代表事業者からの請求に基づき、代表事業者の指定する口座に振り込みます。

また、概算払をした場合において、実績報告により領収書等により支払い等を確認できなかった場合や、補助対象経費が減少したときは、交付した補助金の一部を返還していただくことがあります。

- ① 精算払  
事業完了後に実績報告の内容により精算する方法
- ② 概算払  
事業完了前に概算払（8割以内）でお支払いし、事業完了後、実績報告を受けて残余分を精算する方法

## 12 実績報告について

### （1）提出書類

対象となる事業が完了したら、以下に掲げる書類を速やかに提出してください。

- ① 実績報告書（第10号様式）
- ② 事業実績書（第2号様式）
- ③ 収支決算書（第3号様式）
- ④ 対象経費の支出を証明する帳簿等（領収書、納品書、請求書、発注書、見積書等）の写し
- ⑤ 事業の成果及び取組過程に関する写真、パンフレット等の資料
- ⑥ その他知事が必要と認める資料

### （2）提出期限

提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和6年2月29日（木）までのいずれか早い日までとします。

## 13 その他留意事項

### （1）情報の公開

採択された補助事業の内容については、コンソーシアムの構成員の事業活動に支障のない範囲において、県ホームページ等で公開しますので、あらかじめご了承ください。

### （2）事業完了後の報告義務

本事業による成果や効果を把握するため、本事業完了後3年間は県に報告していただきます。

### （3）他の補助金等との関係

本事業の実施に際し、他の助成制度（補助金、委託費）等を活用して財政的な支援を受ける場合は、当該他の助成対象事業費を本事業の補助対象経費から除外した場合に限り、補助金を交付することができます。その場合、実績報告において、収支状況を明らかにした上で、二重交付に該当する場合は、交付金額の全額又は一部を取り消す場合があります。

## 14 スケジュール

募集開始	令和5年7月3日（月）
募集締切	予算に到達次第受付終了
審査選考	受付後順次実施
交付決定	採択後順次実施

## 15 問い合わせ及び提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1（県庁行政庁舎9階）  
鹿児島県 商工労働水産部 販路拡大・輸出促進課 特産振興係  
TEL : 099-286-3050 FAX : 099-286-5581  
MAIL : tokusan@pref.kagoshima.lg.jp